

「印田」考

水 石 靖 子

はじめに

三徳山三佛寺（鳥取県東伯郡三朝町）は、岩窟に建てられた国宝・投入堂や多くの文化財を有する山岳寺院である。江戸時代、伯耆国河村郡に所在する三佛寺の所領関係記録は三佛寺所領であった門前村、俵原村、井土村の三ヶ村に関する地詰帳や開改帳^①が存在する。ところで、その開改帳には地詰帳ではみられなかった「印田」^②と記された田地を確認できる。まず、門前村の開改帳は整理番号によると四号〜一〇号、一二号〜一六号、一八号、二〇号の一四冊である^③〔表1〕。この一四冊のうち一二冊には田地の等級に印田と記された田地がみえる。門前村以外の開改帳には俵原村の一一号、一七号、井土村の一九号があり、俵原村、井土村の開改帳においても、すべてに印田の記載が確認できる。すなわち、三佛寺所領である門前村、俵原村、井土村には開改帳が全部で一七冊あり、そのうち一五冊は田地の等級に印田と記載がみられるのである。なお、地詰帳と開改帳の記載事項は一筆ことの土地について①所在地を示す字名、②田畠の等級、③田積、④名請人名の順で記されているが、それに加えて石高の記載があるものは門前村の七号、一二号、一五号の三冊、俵原村の一一号の一冊である。そして、田地の等級については例えば寛政六年（一七九四）に作成

〔表1〕 三佛寺文書 第2函 開改帳年代・村別表

作成年代	西暦	門前村	俵原村	井土村
元禄14	1701	開改帳 (4号) 開改帳 (5号)		
正徳5	1715	開改帳 (6号)* 開改帳 (7号)*		
享保2	1717	新開改帳 (8号)*		
延享4	1747	新開改帳 (9号)* 新開改帳 (10号)* 新開改帳 (12号)*	開改帳 (11号)*	
安永2	1773	開改帳 (13号)*		
寛政6	1794	開改帳 (14号)* 新田改帳 (15号)*		
享和3	1803	開改帳 (16号)*		
文化1	1804		新開改帳 (17号)*	
文化9	1812	年々開改帳 (18号)*		
文政7	1824			新開改帳 (19号)*
天保5	1834	開改帳 (20号)*		

(注) 開改帳のうち「印田」と記載されている帳面には*を付けた。

の『地方凡例録』、嘉永六年(二八五三)に作成の『牧民金鑑』⁽⁵⁾に記載がみられる。まず『地方凡例録』には「古来検地条目之事」に「一、田畑上中下の位付専一に候、」とあり、田畑は上中下に位付けすることがわかる。次いで『牧民金鑑』には「元禄七戌年四月検地條目」に「一、田畑位付之義、大方上中下三段二候」とあり、田畑の等級は大方上中下の三段に位付けされていることがわかる。このように『地方凡例録』、『牧民金鑑』には印田の記載がみられない。

それでは、三佛寺の開改帳に数多く記載のある印田とは、どのような等級の田地を示すのだろうか。そこで、本稿では「印田」について究明していきたい。

一 印田

(1) 三佛寺所領にみえる印田

まず、三佛寺所領の三ヶ村では印田と記されている開改帳が一五冊あり、その記載内容の確認をおこないたい。そのために、作成年紀のもっとも古い開改帳の一丁目表部分を取りあげて検討する。

A 門前村

門前村では印田の記載がある開改帳は全部で二冊あり、そのうちもつとも古い開改帳は正徳五年（一七一五）の河村郡門前村新開改帳（六号）である。

（一丁目表）

まんば

一、印田

七畝拾歩

五次郎兵衛

同所

一、印田

壹畝十八歩

七右衛門後家

やしきノ内

一、印田

九畝十一歩

長右衛門

いゑの上

一、印田

三畝十四歩

同人

郡さか

一、印田

十四歩

七右衛門後家

本文の記載内容は一筆ごとの田地について①所在地を示す字名、②田地の等級、③田積、④名請人名の順番で記され

ている。六号の新開改帳は田地数が九〇筆あり、その等級はすべて印田である。そして、残る開改帳一一冊についても延享四年（一七四七）の美徳山門前村新開改帳（一二号）の一筆に中田と記載がみられる以外はすべて印田である。

B 俵原村

俵原村では印田の記載がある開改帳は延享四年の河村郡俵原村開改帳（二一号）、文化元年（一八〇四）の河村郡俵原村新開改帳（一七号）の二冊である。このうち、次に示す延享四年の開改帳（二一号）には石高の記載がみられる。

（二丁目表）

かま谷口			
一、印田	壹畝廿歩	八郎右衛門	高壹斗
山ノかミ原			
一、印田	四歩		同八合
かま、ちた			
一、印田	五歩		同壹升
喜右衛門た			
一、印田	拾歩		同貳升

山は殿下通り

一、印田

壹畝

同六升

本文の記載内容は一筆ごとの田地について①所在地を示す字名、②田地の等級、③田積、④名請人名、⑤石高の順番で記されている。一一号の開改帳は田地数が二九筆であり、その等級はすべて印田である。さらに、文化元年の開改帳（一七号）でも田地の等級はすべて印田と記載がみられる。

C 井土村（一九号）

井土村では印田の記載がある開改帳は文政七年（一八二四）の河村郡井土村新開改帳（一九号）の一冊だけであり、他村と比べて開改帳の冊数が一番少ない村である。これは、井土村で開墾がそれほど実施されなかったものと考えられる。

（一丁目表）

蛇潰

一、印田

四畝

惣兵衛

同所

一、印田

三畝

同人

同所

一、印田

五畝

同人

大井土谷

一、印田

三畝

助七

本文の記載内容は一筆ごとの田地について①所在地を示す字名、②田地の等級、③田積、④名請人名の順番で記されている。一九号の新開改帳は田地数が八筆であり、その等級はすべて印田である。

以上、確認したように三佛寺所領では印田記載の開改帳は、延享四年の美徳山門前村新開改帳（一二号）に中田の記載が一筆みえる以外は、すべての田地が印田である。

ところで、その延享四年の美徳山門前村新開改帳（一二号）にみえる中田と記載されている田地について検討していくこととする。延享四年の門前村開改帳には河村郡三徳門前村新開改帳（九号）、河村郡三徳門前村新開改帳（二〇号）、美徳山門前村新開改帳（一二号）といった作成年紀の重複した三冊が存在する。この開改帳に記載の田地は三冊とも同様であるが、とりまとめ方は異なるものである。すなわち、九号と一〇号は年代順に記載されているのに対して、一二号は延享四年分の記載田地を文化二年に改めて写した名請人名順の帳面である。また、一〇号と一二号の開改帳には番号や名請人名の記された付箋や貼紙が数多く付されており、その記載内容は九号の田地記載順番と名請人名が対応している⁶。よって、一〇号と一二号の付箋や貼紙の記載から延享四年に開墾された田地の所在、名請人、等級の変遷を確認することができる。その結果、延享四年の開改帳のうち九号と一〇号に記載されている田地の等級がすべて印田であることから、一二号に中田として記載されている田地は延享四年以降に印田から等級が上げられたことが判明する。そこ

で、印田から中田へと等級が上昇した田地について、経緯を詳しく確認していきたい。そのために各開改帳から該当する田地の記載部分を抄出し、該当田地については*を付して示した。

(a) 河村郡三徳門前村新開改帳(九号)

いへの下

一、印田

壹畝拾五歩

同人

(貼紙)

〔^{〔宋書〕}享和三亥年より中田ニ成ル土免上ケ〕

河原た

*一、印田

四歩

伊右衛門

大せまる

一、印田

三歩

与右衛門

(b) 河村郡三徳門前村新開改帳(一〇号)

河原谷

享和年亥より中田成ル

*一、印田

四歩

○伊右衛門

(貼紙B)

廿七 定右衛門

大せまる

一、印田 三歩 与右衛門

はたかいわ

一、印田 四歩 同人

三つしゅう

一、印田 拾五歩 市郎右衛門

三十	廿九 同人	廿八 林蔵
	惣兵へ二人 (付箋A)	市郎右衛門二人 (付箋A)

(c) 美徳山門前村新開改帳 (一二号)

合谷川原田

* 一、中田 四歩 同式升

善蔵(付箋B)

(付箋A)

享帳廿七番〇

延享廿七

〇

まず、九号の開改帳では伊右衛門分の田地には貼紙が付されており、朱書で「享和三亥年より中田ニ成ル土免上ケ」と記載がみられることから、伊右衛門分の河原田にある四歩の田地は享和三年(一八〇三)に印田から中田へと等級が上げられ、年貢率も増加したことがわかる。そして、一〇号の開改帳にも伊右衛門分の田地は「享和三年亥より中田成ル」とあり等級の格上げを示している。この九号と一〇号に記されている伊右衛門分の田地等級が、上昇したことを

証明できるものとして、一二号に記載の善蔵分の田地がある。これは、一〇号の貼紙番号と一二号の付箋番号が「廿七番」であることから、九号と一〇号の伊右衛門分の印田が一二号では善蔵分の中田となり、その等級を上げられたことが判明する。したがって、印田は開墾後に田地の地味が豊かになると等級は上昇する場合があるといえる。

ところで、三佛寺の他に印田の記載を一筆だけ確認できる史料として、次に示す元禄八年（一六九五）の因幡国八東郡野町村地平帳(7)がある。そこで、検討のために地平帳の記載田地のうち、印田をふくめた前後三筆分の田地をとりあげた。

同所元地九歩

一下田 改九歩

平九歩

高四升八合

又兵衛

七

同所元地廿歩

一印田 改廿歩

高八升

喜左衛門

七

(朱書)
『御物成引』

同所元地廿三歩

一下田 改廿歩

平廿歩

同人

高壹斗壹升貳合

七

記載内容から一筆ごとの田地について①所在地を示す字名、もともとの田積、②田地の等級、③地ならし後の田積、④名請人名、⑤地ならしの田積、⑥石高の順番で記載されている。地平帳は全部で二六〇筆が記載されており、そのうち印田と記されている田地は喜左衛門分の一筆だけである。そこで、記載田地のうち地平帳では一筆が印田であるのに対して、三佛寺の開改帳ではほぼすべてが印田であることを考えてみる。三佛寺領では正徳五年以降に作成された開改帳には田地の等級がほぼ印田と記されているが、これは開墾地を田地として登録する必要があり、そのうち田地と認められた開墾地は証明に印を付け「印田」と表記し、最も地味の悪い田地へ一先ず登録したものと考えられる。

(2) 印田の石盛

三佛寺所領の開改帳のうち石高の記載がみられるものは門前村分が多く、正徳五年の河村郡三徳山門前村新開改帳(七号)、延享四年美徳山門前村新開改帳(一二号)、寛永五年の美徳山門前村新田御改帳(一五号)である。そこで、この三冊の開改帳に記載の石高と田積から計算をおこない、印田の石盛を明らかにしていきたい。その方法として、次に示す①の数式を用いていくこととする。〔数式〕①石高÷面積＝石盛。まず門前村の土地の基礎台帳である延宝三年の三徳門前地詰帳(二号)には田地の等級(中田・下田・下々田)、各等級ごとの総田積、石高、石盛が記載されており、各等級ごとの石盛を確認した。その結果、石盛は中田が一石五斗〔表2〕、下田が一石三斗〔表3〕、下々田が一石一斗〔表4〕となることから、地詰帳に記載の数値と同一である。そして七号、一二号、一五号の分析結果から、印田の石盛は八斗と判明する〔表5～7〕。したがって、三佛寺所領の石盛は中田が一石五斗、下田が一石三斗、下々田が一石一斗、印田が八斗である。

二 印下々田

前章では、三佛寺所領の開改帳に記されている印田の性格と石盛を述べた。これに対して、「因伯受免由来」の記載内容から田地の等級に「印下々田」⁹⁾を確認することができる。この『因伯受免由来』¹⁰⁾とは、因幡国・伯耆国の一七〇年間の貢納法を県命により明治五年（一八七二）に旧鳥取藩士の増井清蔵が著したものである。なお、これは明治五年段

〔表2〕三佛寺文書 第2函2号 地詰帳(中田)

田積	2反9畝28歩半
石高	4石4斗9升3合
田地の等級	中田
石盛	1石5斗
	$28.5 \div 30 = 0.95$
①	$4.493 \div 2.995 = 1.5$

〔表3〕三佛寺文書 第2函2号 地詰帳(下田)

田積	2反9畝8歩21半
石高	3石8斗6升3合
田地の等級	下田
石盛	1石3斗
	$21.5 \div 30 = 0.7166\cdots$
①	$3.863 \div 2.9716 = 1.2999\cdots$

〔表4〕三佛寺文書 第2函2号 地詰帳(下々田)

田積	3反5畝14歩半
石高	3石9斗3合
田地の等級	下々田
石盛	1石1斗
	$14.5 \div 30 = 0.4833\cdots$
①	$3.903 \div 3.5483 = 1.0999\cdots$

〔表5〕三佛寺文書 第2函7号 新開改帳

田積	2町1反4畝28歩
石高	17石1斗9升5合
田地の等級	印田
	$28 \div 30 = 0.9333\cdots$
①	$17.195 \div 21.493 = 0.8$

〔表6〕三佛寺文書 第2函12号 新開改帳(印田)

田積	4反4畝17歩
石高	3石5斗7升6合
田地の等級	印田
	$17.3 \div 30 = 0.5833\cdots$
①	$3.576 \div 4.4583 = 0.8020\cdots$

〔表7〕三佛寺文書 第2函15号 新田改帳

田積	1反7畝8歩
石高	1石3斗8升1合
田地の等級	印田
	$8 \div 30 = 0.2666\cdots$
①	$1.381 \div 1.7266 = 0.7998\cdots$

階での増井清藏による理解であるが、彼の然るべき立場から信頼できる史料であるといえる。その印下々田の存在については、『因伯受免由来』の記載内容からすでに小野武夫氏が「印下々とは、下々田より猶劣りたる悪地をいふ。即ち田位最下等の義なり、かゝる悪地は多くあらず、要するに検地の際、下々の田に印をつけ、別に為し置故印下々とはいへるならむ、蓋し因伯二州地方にて唱ふる所と見ゆ。」と述べている。¹¹そして、鳥取縣内務部編『舊鳥取藩の租法と明治初期の改革』¹²、入交好脩「鳥取藩農民經濟研究—鳥取縣内務部『舊鳥取藩の租法と明治初期の改革』—」、¹³『鳥取藩史』¹⁴にも指摘がある。

ところで、鳥取藩は因幡国（現在の鳥取県東部）の鳥取に藩庁を置き、因幡・伯耆の両国三二万石を領していた藩である。元和三年（一六一七）には池田光政が姫路から入封したが、寛永九年（一六三二）に備前国と国替えがおこなわれ、光政の従兄弟である池田光仲が鳥取へ入封する。以後、光仲の子孫による世襲となり藩政を掌握した。この鳥取藩での検地は、池田光政による元和の検地、池田光仲による寛永の検地が実施されている。この検地から『鳥取県史』は「田畑の品位は田が上・中・下・下々の四級、畑は上・中・下・下々の他に切畠又は山畑があった。これは、元和・寛永の両検地帳を通じてみても全く例外はない」と述べている。¹⁵つまり、元和・寛永の検地が実施された頃の鳥取藩では田地の等級が上、中、下、下々の四段階に位付けされており、印下々田という等級は設けられていないといえる。では、『因伯受免由来』に記されている印下々田とはどのような等級の田地なのであろうか。そこで次に示す『因伯受免由来』の記載内容を詳しくみていくこととする。

^a因幡伯耆二州の土地ハ。寛永九年。藩祖池田光仲朝臣。備前国より移封以前。田畑ともに。上。中。下。下々。
 印下々。《印下々といふハ、下々のうちに、猶劣りたる悪地あり、これを印下々として、一段さくるなり、検地の節、かや

うの悪地、多くハあらず、下々の内にしるしをつけ、別にしをくやうのことにて、印下々といふにや》の五段あり、其地位反別。悉く一筆限り《一筆といふハ、譬ハ上田一反三畝拾歩左衛門五郎、或ハ下田五畝十五歩、三郎次郎と、一場所限、検地帳ニ一くたり一筆に畝反を記しあるゆゑに、一筆と唱ふこれをかそへて、幾筆、幾十筆といふなり》検地帳に記載して。其村々へ下け渡しあるなり。其地位上。中。下。下々。印下々の名ハ。二州同じことなれとも。村の善悪に依りて。斗代の違いあり。往昔。二州の村々。其土地の原。隰。衍。沃。肥。瘠を勘考して。其等級を分つ。上々の村ハ。上田壹反貳石代。其次の村ハ。上田壹反。壹石九斗代。其次の村ハ。上田壹反壹石八斗代。其次の村ハ。上田壹反。壹石七斗代。其次の村ハ。上田壹反一石六斗代其次の村ハ。上田壹反。壹石五斗代。其次の村ハ。上田壹反。壹石四斗代其次の村ハ。上田壹反。壹石三斗代。其次の村ハ。上田壹反。壹石貳斗代。以上九等あり。地位の名ハ。二州同じことなれとも。村の善悪によりて。斗代の違ひありとハ。則このことなり。いつれの村も。上田のみにハあらず。中田。下田。下々田。印下々田。《二州の中、上田、中田、下田、下々田、の四段までにし、印下々田のなき村も間にハあるなり、》ともにおいて。其地位のひき、に従ひて。斗代も順々劣れるなり。(後略)

本文の記載内容によると、まず波線部分aでは因伯兩國における土地は、池田光仲が岡山から鳥取へ移封する寛永九年以前には、田畑とも上、中、下、下々、印下々の五段階に等級が設けられていたことがわかる。つまり、鳥取藩では池田光政が藩主を務めていた元和三年から寛永九年頃には、すでに田地の等級は五段階であり印下々田が設定されていたと考えられる。

次いで、二重線部分bから次の二点のことがわかる。①下々田より地味の劣る悪地を印下々田として等級を一段階下げる。②検地の際、印下々田は少なく、下々田に「しるし」をつけて分別することから印下々田と呼ばれている。

そして、傍線部分cでは因幡・伯耆の両国とも田地の等級は五段階であるが、各村の土地の状態によっては、石盛(斗代)に違いが生じていると記されている。これは点線部分dを基に作成した村・田畠地の等級別石盛表から明らかである〔表8〕。また、太線f部分には「二州の中、上田、中田、下田、下々田、の四段までにして、印下々田のなき村も、間にハあるなり、」とあり、印下々田は必ずしも各村に存在する田地ではない。

すなわち「印下々田」とは、因伯両国に元和三年から寛永九年頃に田地の等級として設定され、地味の劣る悪地と下々田との区別を明確にするために表記した言葉であると考えられる。しかしながら、現在のところ印下々田の記載がみられる史料は『因伯受免由来』だけであり、その他の土地関係の史料からは確認することができない。

ところで、この印下々田と前章で述べた印田の特質を比べると、次の共通点がある。①下々田より地味の劣る田地との区別をつけるために設定している。②八東郡野町村の例から総数としては少ない田地である。③因伯両国で確認できる。以上のことから、印下々田と印田は同一の田地であり、土地台帳へ記載する際に印下々田を印田と省略した可能性が高いと考えられる。

〔表8〕 村・田畠地の等級別石盛表

	上々村	上中村	上下村	中上村	中々村	中下村	下上村	下中村	下々村
上田	二石	一石九斗	一石八斗	一石七斗	一石六斗	一石五斗	一石四斗	一石三斗	一石二斗
中田	一石八斗	一石七斗	一石六斗	一石五斗	一石四斗	一石三斗	一石二斗	一石一斗	一石
下田	一石六斗	一石五斗	一石四斗	一石三斗	一石二斗	一石一斗	一石	九斗	八斗
下々田	一石四斗	一石三斗	一石二斗	一石一斗	一石	九斗	八斗	七斗	六斗
印下々田	一石二斗	一石一斗	一石	九斗	八斗	七斗	六斗	五斗	四斗
上畠	一石四斗	一石三斗	一石二斗	一石一斗	一石	九斗	八斗	七斗	六斗
中畠	一石二斗	一石一斗	一石	九斗	八斗	七斗	六斗	五斗	四斗
畠田	一石	九斗	八斗	七斗	六斗	五斗	四斗	三斗	二斗
下々畠	八斗	七斗	六斗	五斗	四斗	三斗	二斗	一斗	
印下々畠	六斗	五斗	四斗	三斗	二斗	一斗			

『因伯受免由来』より作成。

三 他藩にみられる田地の等級

前章までは鳥取藩における田地の等級を述べてきたが、他藩ではどうであったろうか。松江藩は早くて寛永年間に、下々田より一段階低い等級に「新下々田」が確認できる。また、岡山藩¹⁷では慶長九年（一六〇四）頃には田地が上田、中田、下田、下々田、ひえ田、永荒田の六段階に位付けされており、下々田以下の等級には「ひえ田」や「永荒田」といった田地以外の土地が設けられている¹⁸。岡山藩と鳥取藩は縁戚関係にあたる同じ池田氏の統治下であるが、田

地の等級においては異なる規定であったことがわかる。

このように、近隣諸藩をみると鳥取藩と同様に下々田より低い等級を設けていたのは松江藩だけである。そこで、松江藩にみられる「新下々田」という田地の等級を検討していきたい。

松江藩の検地は堀尾氏、松平氏によって実施されている。まず、堀尾氏の検地は慶長七年（一六〇九）、慶長一四年（一六〇九）から寛永八年（一六三二）にかけておこなわれている。¹⁹『新修島根県史』は現存する慶長七年意宇郡大草村の検地帳の記載内容から「堀尾検地は三〇〇歩Ⅱ一反畝歩を用い、田畑とも上々、上、中、下、下々（例外的に中上、中下、山畑、荒田の記載もある）の品等に分けられ、生産高を示す石盛を付け、一筆ごとに分米を記載する形式をとっている」と記している。²⁰つまり、堀尾氏の検地では土地の等級が例外を除いて田畑ともに上々、上、中、下、下々の五段階に位付けされていることがわかる。

次いで、松平氏の検地は寛永・寛文・元禄年間にかけて実施されている。²¹この頃、松江藩士の岩崎左久次により『田法記』、『免法記』²⁴といった農政書が著されている。そのうち『田法記』には「第四 田地善悪見立之事」として上之土、中之土、下之土など地質ごとの詳細な記載がみられるが、田地の等級に関する記述はされていない。²⁵

ところが、松江藩で田地の等級に関する記載がみられる史料として次に示す『傳法記』²⁶がある。これは、寛政九年（一七九七）に出雲国松江の石倉思敬が著した農政書である。²⁷

第五 田畑地位之事

一 田畑土之位定之事、其善悪を位究と云、至極宜き土地は

上々、上、其次中、下、下々、又は新下々。

田 上々 十七或は十六 上十六、五 中十四、三、貳、 下十二、壹石

下々九、七 新下々七、五

右石と云は壹反に壹石之位也、十は反に付き石也、皆是に同し、

記載内容の傍線部分から田地は上々田、上田、中田、下田、下々田、新下々田の六段階に位付けされていることがわかる。このうち、新下々田という田地を確認できるが、これは堀尾氏の時代にはみられなかった等級である。では新下々田とは、どのような等級の田地を示すであろうか。まず、本文中に「下々、又は新下々。」と記載されていることから、下々田より等級が一段階低い田地であるといえる。次いで、記載の石盛から下々田は九斗から七斗であるのに対して、新下々田は七斗から五斗と低く設定されていると判断できる。したがって、松平検地では下々田よりさらに地味の劣る土地が生じた際、それらの土地を田地として登録するために下々田と区別をして「新下々田」という新たな等級を設定したものと考えられよう。また、「傳法記」に記載の田地等級を裏付ける史料として、「新下々田」という新たな等級を設定したものと考えられよう。また、「傳法記」に記載の田地等級を裏付ける史料として、次に示す母里藩⁽²⁸⁾の明治五年（一八七二）母里藩租税方法記がある。なお、ここでは最初の日次村分をとりあげた。

一 村々定免二而、石盛、本免、加免共に記、

免附斗代附

本免五ツ加免三歩

日次村

一上々田 十七 一上田 十六 一中田 十四

一下田 十二 一下下田 九 一新下々田 六

一上畑	九	一中畑	七	一下畑	五
一下々畑	五	一下々畑	三		

記載内容から母里藩では田地を六段階に位付けしており、石盛も『傳法記』に記載されている値とほぼ同一であると判断できる。すなわち、松江藩では早くても寛永年間には田地の等級が六段階であり、新下々田を設定していたといえる。そして、この新下々田は、設定された経緯から鳥取藩の印下々田と同じ性格を有する田地であると判断できる。

おわりに

以上、本稿では三佛寺の開改帳に記されている印田という田地の等級を論じた。

この印田とは、次にあげる六点の特徴を持つ田地であるといえる。

①地味の最も悪い土地を示しているだけでなく、開墾地が新たに田地として認証された土地に対して印を付け「印田」と表記したのと考ええる。

②印田は後年において地味が豊かになると、その後の調査により等級が上昇する。これより、田地と認められた後も再び確認の必要な田地であるといえる。

③印田と印下々田は性格が類似していることから、同一の等級を示す。また、印下々田を印田と省略し土地台帳へ記載した可能性が高いと考える。

④印田は因幡国、伯耆国の両国に存在する田地であり、元和三年から寛永九年頃には、すでに等級として設定されていたものと考えられるが、必ずしも各村に存在する田地ではない。

⑤印田の石盛は八斗である。その石盛は村・田畠地の等級別石盛表によると、三佛寺所領の三ヶ村が中々村であると判明する。

⑥鳥取藩でみられる印田（印下々田）と松江藩の新下々田はともに下々田と区別するために設定し、地味の変化に応じて等級が上昇する可能性のある田地といえる。したがって、印田と新下々田は同一の性格を有する田地であり、下々田に「印」や「新」を付けることで、開墾地を田地として登録後に再度、確認の必要な土地を示していると考ええる。

〔追記〕

なお、本稿執筆にあたり三徳山三佛寺文書の史料閲覧については、三徳山三佛寺ご住職米田良中氏をはじめ、奈良文化財研究所文化遺産部歴史研究室長吉川聡氏にお世話になりました。ここに謝意を表します。

注

(1) 拙稿「三徳山佛寺の開改帳(二)——年紀重複分の分析——」(『京都女子大学大学院文学研究科 研究紀要』史学篇 第十二号 二〇一三年) 参照。開改帳とは開墾や土地の拡大をおこなった土地を対象として、調査結果を書き記した帳面であると考えられる。なお、新開改帳や新田改帳も同じ性格を有する土地台帳であるといえる。

(2) 印田をどのように訓むのかは現在のところ不明であるが、ひとまず本稿では「いんでん」としておく。

(3) 二〇一〇年から奈良文化財研究所により整理がおこなわれて、整理番号が付けられた。

(4) 『地方凡例録』(近藤出版、一九七五)。

検地条目之事

一 田畑上中下の位付專一に候、総て甲乙無之地方ハ、村前より上順々に野末を下に致し、三折等分の位付作徳に候共、山方野方の村々ハ、相違の地方可有之、尚亦用水悪水掛引旱損水損収納の勝手迄相考へ、位付了簡致すべき事、

附 田畑致坪付地請の節、無相違様可致事、

(5) 『牧民金鑑』(刀江書院、一九六九年)。

元禄七戌年四月

検地條目

一 田畑位付之義、大方上中下三段二候、此度吟味之上、地面取分ヶ能所者、上々田二寄、藪田麻田等一段立之、石盛ハ上より壹斗高ニも相極、悪地有之處者、下々田或ハ山田砂田谷田段々ニ立之相考、下々壹斗或ハ貳斗三斗も相考、石盛を下ヶ可相極、(後略)

(6) 付箋や貼紙は、その大きさ・貼り方で区別をし、重ね貼りされているものは共通で下からABCのアルファベットで表記した。

(7) 『鳥取県史』第八卷「近世資料」(鳥取県、一九七七年)。

(8) 『因伯受免由来』国立国会図書館、近代デジタルライブラリー。さらに、小野武夫編『近世 地方経済史料』第三卷(吉川弘文館、一九六九年)にも収録されている。

(9) 印下々田の訓み方は、はっきりと断定することが難しい。よって、本稿では「いんげげでん」としておきたい。

(10) 増井清蔵、文化二年(一八〇五)〜明治一四年(一八八二)。鳥取藩士であり、天保八年(一八三七)に苗字取立・新

田手伝となり、同一一年（一八四〇）には地改・地欠改御用掛として村々の巡回指導にあたる。安永二年（一七七三）に在普請目付として藩内の口宛米調査をおこない、地利米帳をもとに因伯の加損米割替の大事業を二年で完了させる。明治元年（一八六八）新田畑開法懸・取調御用向加勢となる。その後、県命により明治五年（一八七二）に『因伯受免由来』を記す。

〔11〕小野武夫編『日本農民史語彙』（刀江書店、一九七〇年）。

〔12〕鳥取縣内務部編『舊鳥取藩の租法と明治初期の改革』第六田畑貢租の沿革（鳥取県内務部、一九二九年）。

池田氏鳥取藩に封ぜらるる以前に於ては、村の原（高くして平か） 墾（低くしてか） 衍沃（平にして宜き）、肥（こえる）、瘦（やせる）を勘考して、村々に等級を設け、又田畑一筆毎に、上、中、下、下々、印下々の五段に分類し、之に依りて斗代を定めたり、（後略）

〔13〕交好脩「鳥取藩農民經濟研究―鳥取縣内務部『舊鳥取藩の租法と明治初期の改革』―」（鎌倉文庫、一九四九年）。

〔14〕『鳥取藩史』第五卷「民政志（鳥取県、一九七一年）。

斗代は、田畑各反別の基本收穫高なるを以て、土地の高低、地味の肥瘠、通水の便否によりて、收穫の異なるより、各田畑にて斗代皆異なり。田は一村内にいへば、村中最豊饒なるを上田といひ、これより中田・下田・下々田・印下々田の五等あり。各田又それぞれ九等ありて、上田一反の斗代、二石なる村を上々村といひ、上田一反の斗代一石九斗なるを上村といふが如き。以下一斗下りに中村・下村・下々村等、村も自ら九等に区別せらる。上々村の中田は、一石八斗代、下田は一石六斗代、下々田は一石四斗代、印下々田は一石二斗代なり。右の如く一村各田の斗代は、其村上田より二斗下りに定められる。されば村々により、各田の斗代を皆異なるものにて、畢竟其村上田の斗代によりて、各田の斗代も分明し、村の收穫の概もしらる、なり。（後略）

- (15) 『鳥取県史』第三卷 近世・政治、第二章 第三節 検地と藩政の確立（鳥取県、一九七九年）。
- (16) 松江藩は出雲国（現在の鳥根県東部）の松江に藩庁を置き、出雲国および隠岐国を領地とした藩である。慶長五年（一六〇〇）から寛永一〇年（一六三三）までは堀尾氏、寛永一一年（一六三四）から寛永一四年（一六三七）までは京極氏が藩主を務めている。寛永一五年（一六三八）に松平直政が入封して以後、松平氏の世襲となる。
- (17) 岡山藩は備前国（現在の岡山県南東部）岡山に藩庁を置き、備前国と備中国の一部を領地とした藩である。慶長八年（一六〇三）から寛永九年（一六三二）までは池田忠継・忠雄の兄弟が藩主を務める。寛永九年（一六三二）に忠雄が死去すると、継嗣の光仲は幼少であったために因伯両国と備前国で国替えがおこなわれ、因幡国から光仲の従兄弟である池田光政が転封して岡山藩主となる。以後、光政の子孫による世襲となり藩政を掌握した。
- (18) 『岡山県史』第六卷 近世一 第四章 領地支配の構造（岡山県、一九八一年）。『岡山県史』は慶長九年（一六〇四）兎島郡藤戸浦の検地帳から土地の等級は「上田二石、中田一石八斗、下田一斗五斗、下々田一石三斗、ひえ田一石三斗、永荒田八斗、上島一石五斗、中島一石三斗、下島一石、下々島九斗、永荒七斗、屋敷一石五斗」と記している。さらに、寛永五年（一六二八）和気郡之内北方村田方御検地帳から「慶長検地帳の場合と同様である。その石盛決定の仕方も同様であったと考えられる」と述べている。
- (19) 『新修鳥根県史』通史篇―考古・古代・中世・近世 第一章 第四節 検地と租税制度（鳥根県、一九八四年）。堀尾氏の検地については「大体慶長七年に行われているが、例外的には慶長八、九年に行われた所もあり、またその後慶長一四年から寛永八年にかけて再度の検地を実施した例も認められる」と述べている。
- (20) 前掲注（20）。
- (21) 前掲注（20）。これ以降は新田検地の補正が実施されている。

- (22) 岩崎左久次、寛永一〇年（一六三三）～元禄三年（二六九〇）。松江藩士。承応二年（一六五三）から明暦三年（一六五七）までは春秋検地見立御用を務めている。万治元年（一六五八）郷方役、寛文六年（一六六六）地方役、延宝七年（一六七九）郡奉行を歴任する。
- (23) 小野武夫編『近世地方経済史料』第六卷（吉川弘文館、一九七〇年）。
- (24) 前掲注（23）。
- (25) 前掲注（23）。
- (26) 小野武夫編『近世地方経済史料』第八卷（吉川弘文館、一九七〇年）。
- (27) 石倉思敬は出雲国松江の人物であるが、その詳細については不明である。
- (28) 母里藩とは、出雲国母里の伯太に藩庁を置いた藩であり、松江藩の支藩である。寛文六年（一六六六）二代藩主松平綱隆は父直政の遺領を弟の隆政へ分与したことで成立した。
- (29) 『新修島根県史』史料篇二近世（上）出雲・隠岐（島根県、一九八四年）。